公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する要綱

施行　公益法人設立の登記の日
（平成 25 年 4 月 1 日）
改正　令和元年 5 月 30 日　令和 2 年 4 月 1 日
令和 3 年 4 月 1 日　令和 4 年 4 月 1 日
令和 5 年 4 月 1 日　令和 6 年 4 月 1 日
令和 7 年 4 月 1 日

（目的及び意義）
第 1 条　この要綱は、公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）定款第 16 条及び第 33 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義）
第 2 条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 役員とは、理事及び監事とし、評議員と併せて役員等という。
(2) 常勤役員とは、理事のうち事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
(3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
(4) 報酬等とは、認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
(5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）
第 3 条　事業団は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
2　理事長及び常勤役員の報酬は月額とし、理事長及び常勤役員を除く役員等に対しては、理事会並びに評議員会の出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
3　6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する常勤役員には、それぞれの基準日の属する月に期末手当を支給することができる。
4　常勤役員の退職に当たっては、退職に伴う報酬は支給しない。

（報酬額の決定）
第 4 条　理事長の報酬額は、別表第 1 に定める額とする。
2　常勤役員に対する報酬の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 報酬　　別表第 2 に定める額
(2) 期末手当　　前号に定める額に 100 分の 70.0（その年度の 4 月 1 日において、公的年金の受給年齢に達していない常勤役員には、100 分の 50.0 を加算する。）を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準の以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

ア　6か月　　100分の100
イ　5か月以上6か月未満　　100分の80
ウ　3か月以上5か月未満　　100分の60
エ　1か月以上3か月未満　　100分の30
オ　1か月未満　　零

3　理事長及び常勤役員を除く役員等に対する報酬は、別表第3に定める額とする。

（報酬の支払い）

第5条　報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2　報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

（報酬の支給日）

第6条　報酬の支給日は、職員給与規則第6条第2項、第3項及び第18条第1項の規定を準用する。

（費用の支払い）

第7条　事業団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、役員等から請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

2　常勤役員の通勤手当は、その通勤の実態に応じ報酬の支給に併せて支給する。

（公表）

第8条　事業団は、この要綱をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改正等）

第9条　この要綱を変更又は改正しようとするときは、評議員会の議決により行うものとする。

附　　則（平成25年4月1日登記）

この要綱は、公益法人設立の登記の日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和元年5月30日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

区　　分	報酬の額
理事長報酬額	月額　　50,000 円

別表第２（第４条関係）

区　　分	報酬の額
常勤役員報酬額	月額　　201,290 円

別表第３（第４条関係）

区　　分	報酬の額
理事長及び常勤役員を除く役員	日額　　1,000 円
評議員	日額　　1,000 円